

写

24消安第173号  
平成24年4月10日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第961/2011号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、日本国内において食品等の放射性セシウムの新たな基準値が適用されることを受け、当該EU規則が廃止され、新たにEU規則第284/2012号が制定されました。これにより、EU向けの食品・飼料等については、日本の基準値が適用されるとともに、EU側でのサンプリング検査の半減、証明書様式の変更等がありました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

## 別 紙

### EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について

#### 第1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、平成23年3月28日から、我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation (EU) No 297/2011（平成24年4月2日以降、Commission Implementing Regulation (EU) No 284/2012。以下「EU規則」という。）に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところである。このため、本通知により、我が国からEUに輸出するペットフード等の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。

#### 第2 EUの規則に基づく証明書発行の対象となるペットフード等

我が国からEUに輸出するペットフード等（「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知。以下「EU向け要領」という。）の別添1で定義されるペットフード及び別添2で定義される養殖魚用飼料をいう。以下同じ。）

#### 第3 証明書の発行要件

次の1を満たし、かつ2、3、4又は5のいずれかの要件を満たすペットフード等について、証明書を発行することとする。

- 1 EU向け要領により、EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿に登録のある製造工場であること。
- 2 平成23年3月11日より前に、生産及び加工（我が国の生産物を使用しない場合にあつては、加工のみとする。以下同じ。）されたものであること。
- 3 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県（以下「EU規則で定められた制限地域」という。）以外の道府県において生産、加工及び積み出しされるものであること。
- 4 EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産及び加工され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、当該制限地域の積み出し地経由で輸出されるものであること。

- 5 放射性セシウム ( $^{134}\text{Cs}$  及び  $^{137}\text{Cs}$ ) について検査した結果、EU規則で定められた基準未満であって、測定用サンプルの採取後は放射性物質に暴露されないよう管理されたものであること。なお、サンプリング方法及び検査機関は別途定めることとする。

#### 第4 証明書の申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、次の(1)から(7)までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課長又は各地方農政局長宛に提出するものとする。
- (1) 証明書発行申請書(別記様式1)
  - (2) 「EU向け要領」別記様式第2号による「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿への登録について」の写し
  - (3) パッキングリスト、船荷証券(BL)等、輸出する製品の特定が可能で、証明書の記載事項について確認できる書類
  - (4) 第3の2に該当する場合は、製造年月日を証明することができる書類
  - (5) 第3の3に該当する場合は、製造地及び使用した主原料がEU規則で定められた制限地域以外のものであることを確認できる書類
  - (6) 第3の4に該当する場合は、(5)に加え、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されないことを確認できる書類
  - (7) 第3の5に該当する場合は、検査機関からの検査結果、その他別途定める保管記録等
- 2 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、第4の1の(1)から(3)まで、及び必要な場合は、(4)から(7)までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

(別記様式1)

EU向けペットフード等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

各地方農政局長

消費・安全局畜水産安全管理課長

）殿

申請者 住所

氏名

印

私は、本通知別記様式2に基づく証明書について、下記の事項の裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。なお、提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことについて了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づいて、貴局（課）及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

記

- 平成23年3月11日より前に、生産及び加工（我が国の生産物を使用しない場合にあつては、加工のみとする。以下同じ。）されたものであること。
- EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産、加工及び積み出しされるものであること。
- EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産及び加工され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、当該制限地域の積み出し地経由で輸出されるものであること。
- 放射性セシウム（ $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ ）について検査した結果、それぞれEU規則で定められた基準未満のものであること。

(当てはまる項目1つに印をしてください。)

(別記様式 2)

**Declaration for the import into the Union of**

..... (Product and country of origin)

**Batch Identification Code**..... **Declaration Number** .....

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No 284/2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

..... (authorised representative referred to in Article 3(5))

DECLARES that the .....  
..... (products referred to in Article 1)  
of this consignment composed of .....  
..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)  
embarked at..... (embarkation place)  
on .....(date of embarkation)  
by.....(identification of transporter)  
going to.....(place and country of destination)  
which comes from the establishment .....  
.....(name and address of establishment)

is compliant with the legislation in force in Japan as regards the maximum levels for the sum of caesium-134 and caesium-137.

DECLARES that the consignment concerns feed or food.

- not falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 284/2012) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium-137
- falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 284/2012) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium-137

DECLARES that the consignment concerns feed or food that

- has been harvested and/or processed before 11 March 2011.
- is originating in and consigned from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Shizuoka.
- is consigned from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Shizuoka, but not originating in one of these prefectures and has not been exposed to radioactivity during transiting.
- is originating in the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Shizuoka and has been sampled on ..... (date), subjected to laboratory analysis on..... (date) in the .....  
(name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached.

Done at .....on.....

Stamp and signature of  
authorised representative referred to in Article 6(2) and 6(3)

Part to be completed by the competent authority at the border inspection post (BIP) or designated point of entry (DPE)

- The consignment has been accepted to be presented to the custom authorities for release for free circulation in the Union
- The consignment has NOT been accepted to be presented to the custom authorities for release for free circulation in the Union

.....  
(Competent authority, Member State)

.....  
Date Stamp Signature

参 考

EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書発行の申請先

申請先	Te1	所管する都道府県
消費・安全局 畜水産安全管理課 愛玩動物用飼料対策班（観賞魚用飼料を含むペットフード）	03-6744-1708	北海道及び沖縄県
消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料検査指導班（養殖魚用飼料）	03-3502-8702	北海道及び沖縄県
東北農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	022-221-6097	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県及び福島県
関東農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	048-740-5065	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県 及び静岡県
北陸農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	076-232-4106	新潟県、富山県、石川県及 び福井県
東海農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	052-223-4670	岐阜県、愛知県及び三重県
近畿農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	075-414-9000	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県及び和歌山 県
中国四国農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	086-227-4302	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県及び高知県
九州農政局 消費・安全部安全管理課 畜水産安全担当	096-211-9255	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県及 び鹿児島県